

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 道路の区域を変更する件二件 五九
- 道路の供用を開始する件三件 五九
- 公告 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 五〇
- 一般競争入札を行う件 五二

告 示

福島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山 松川線	伊達郡川俣町大字秋山 字町柵下五六番地先か ら 同 郡同 町大字秋山 字町柵下一七番地先ま で	変更前 変更後	六・〇〇 二五・四	一一六・七 一一六・七

(道路計画課)

福島県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区鶴谷字 台畑二三三番地先から 同 市原町区益田字 西迫一三八番三地先ま で	変更前 変更後	一一・四〇 六三・〇	七〇〇・〇 七〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道霊山松川線	伊達郡川俣町大字秋山字町柵下五 六番地先から 同 郡同 町大字秋山字町柵下一 七番地先まで	平成二十九年一〇月三日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江鹿島線	南相馬市原町区鶴谷字台畑二三三番地先から 同 市原町区益田字西迫一三八番二地先まで	平成二十九年一〇月三日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町四七番二地先から 同 市小名浜字辰巳町三八番一〇地先まで	平成二十九年一〇月三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年十月三日

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員

住所

役別	氏名	住所
理事	佐藤 寛	会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一
同	佐藤 美代志	河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
同	高橋 勝昭	同 郡同 村大字勝常字代舞一七四五番地
監事	井関 征生	会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地

(農村計画課)

公告第201号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道294号・（仮称）五郎窪トンネル工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年10月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の名称及び数量 国道294号・（仮称）五郎窪トンネル工一式
- (2) 工事番号 第17-41330-0033号
- (3) 路線名 国道294号
- (4) 工事箇所 福島県白河市五郎窪地内（仮称）五郎窪トンネル
- (5) 工事概要 全体延長 L = 611.0m、W = 6.5(14.5～15.0)m
トンネル工 L = 474.0m、W = 6.5(14.5)m
掘削（N A T M 工法）L = 461.7m、覆工 L = 472.0m
道路改良工 L = 137.0m、W = 6.5(15.0)m
- (6) 工事日数 910日間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

カ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上かつ施工延長が200m以上のトンネルの掘削（N A T M 工法）及び覆工の両方の工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上の場合のものに限る。）として同一トンネルで施工した実績を有する者であ

- ること。
- ケ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上かつ施工延長が200m以上のトンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一トンネルで有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからケまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成29年10月27日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号961-0971 福島県白河市昭和町269番地
福島県県南地方振興局出納室
電話0248-23-1652
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、平成29年10月3日（火）から同年12月12日（火）まで（土曜日、日曜日、同年10月9日、同年11月3日及び同月23日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- なお、福島県県南地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
- 次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年12月8日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年12月13日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県県南合同庁舎3階304会議室（福島県白河市昭和町269番地）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年12月12日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否 要
(3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Gorokubo-Tunnel(tentative name) on the Route 294 1set
(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m., 13 December 2017
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 12 December 2017
(4) Contact point for the notice : Treasury Office, Ken-nan Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 269 Syouwamachi, Shirakawa-shi, Fukushima 961-0971 Japan TEL0248-23-1652

(県南地方振興局出納室)